

認ニ控致ヲ考慮ス且津附ハ後日所街セリ

以テ申出リリタリ以テ更ニ明セリ知シ念見ヲ欲クシテ

向ニ^{留三ノ}社ニ在り^{留三ノ}務ヲ控テあり

一 弊ニ調停ヲ依頼ス 二 会社ノ案件トシテ 三 月十日迄

一日付銀額一萬圓調シ又 三月十日迄代表者トシテ 四 月十日迄

五 月十日迄代表者トシテ 六 月十日迄代表者トシテ 七 月十日迄

八 月十日迄代表者トシテ 九 月十日迄代表者トシテ 十月十日迄

代表者トシテ 十一月十日迄代表者トシテ 十二月十日迄

代表者トシテ 一月十日迄代表者トシテ 二月十日迄

代表者トシテ 三月十日迄代表者トシテ 四月十日迄

代表者トシテ 五月十日迄代表者トシテ 六月十日迄